

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道局 水道建設課

不利益処分の内容	小規模水道布設者に対する措置命令	
根拠法令等及び条項	栃木県小規模水道条例第13条	
処分基準	根拠条項	栃木県小規模水道条例第13条
	参考事項	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
	設定等年月日	平成22年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>市長は、衛生上又は保安上必要があると認めるときは、小規模水道布設者に対して当該設備の変更、修繕、給水停止、給水禁止等必要な措置を命ずることができる。</p> <p>栃木県小規模水道条例抜粋</p> <p>第13条 知事は、衛生上又は保安上必要があると認めるときは、小規模水道布設者に対して当該設備の変更、修繕、給水停止、給水禁止等必要な措置を命ずることができる。</p>	